8—8		百	二百	三百五十
8—9		二百五十	三百	五百
8—10		四百二十五	五百	六百五十
8—11		六百五十	七百五十	八百五十
8—12		自己資本控除		

第二百三十二条第一項第二号中「掲げる」を「定める」に改め、同号の表を次のように改める。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合		再証券化エクスポージャーの場合	
	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Zが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）
7—1	七	十二	二十	三十
7—2	十二	二十	三十五	六十五
7—3	六十	七十五	百五十	二百二十五
7—4	自己資本控除			

第二百三十三条第一項第二号イ中「0.0056×T」の下に「（当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあっては、0.016×T）」を加える。

第二百三十七条第二項中「証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャー」を「再証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャー」に改め、「当該」の下に「再証券化エクスポージャーの」を加える。

第二百三十八条第三項中「証券化エクスポージャー」を「再証券化エクスポージャー」に改める。

第二百四十二条第二項を削り、同条第三項中「次に掲げるオフ・バランス資産項目」を「適格流動性補完」に改め、「額に次に掲げる掛目を乗じた」及び各号を削り、同項を同条第二項とする。

第二百四十四条中「第二百二十六条第一項第五号」を「第二百二十六条第一項第三号」に改める。

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第三条　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　オペレーショナル・リスク（第二百八十条―第二百九十七条）」を「第四節　特証券化エクスポージャーに係る特例（第二百七十九条の二―第二百七十九条の五）
第五節　特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第二百七十九条の六・第二百七十九条の七）
第六節　コリレーション・トレーディングに係る特例（第二百七十九条の八―第二百七十九条の十三）
第八章　オペレーショナル・リスク（第二百八十条―第二百九十七条）」に改める。

第一条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　再証券化取引　証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ　原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ　日本国政府、我が国の地方公共団体又は第三十八条第一項に規定する我が国の政府関係機関（1）から（3）までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

（1）　国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

（2）　国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

（3）　国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

第一条第八号イ中「すべて」を「全て」に改め、同条第十一号中「紐付けたうえで」を「紐付けた上で」に改め、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　再証券化エクスポージャー　再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

第一条第十七号中「第四章第五節第三款」を「同節第三款」に改め、同条第十九号中「金融商品取引法第六十七条第二項」を「金融商品取引法第二条第八項第三号ロ」に、「同法第二条第八項第三号ロ」を「生じ得る」に改め、同条第二十八号中「その他の」及び「（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）」を削り、同条第三十号ト中「及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー」を「、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー」に改め、同条第三十一号ニ中「銀行法」の下に「（昭和五十六年法律第五十九号）」を加え、同条第三十三号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「変動しうる」を「変動し得る」に、「取り消しうる」を「取り消し得る」に改め、同条第四十七号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「銀行法施行令第四条の二第三項」を「同条第三項」に改め、同条第四十八号中「すべて」を「全て」に改め、同条第五十四号中「すべて」を「全て」に改め、同条第六十二号イ中「かかわっている」を「関わっている」に改め、同条第六十七号中「をすべて」を「を全て」に改め、同号ヘ中「受けうる」を「受け得る」に、「すべて」を「全て」に改め、同条中第六十八号を削り、同条第六十九号中「第七十二号」を「第七十一号」に改め、同号を同条第六十八号とし、同条第七十号及び同号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第六十九号とし、同条中第七十一号を第七十号とし、第七十二号を第七十一号とし、同条第七十三号中「発生しうる」を「発生し得る」に改め、同号を同条第七十二号とし、同条第七十四号中「発生しうる」を「発生し得る」に改め、同号を同条第七十三号とし、同条に次の三号を加える。

七十四　追加的リスク　デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第七十六号及び第七章において同じ。）をいう。

七十五　コリレーション・トレーディング　裏付資産又は参照資産等（第二十八号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第二百七十九条の六及び第二百七十九条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。）であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

七十六　包括的リスク　デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

第四条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「特定取引勘定の資産」の下に「（証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。）」を加え、同条第二号中「すべて」を「全て」に改める。